

## 平成 27 年以降に父母などから財産の贈与を受けた方へ

### ○ 平成 27 年以降に父母などから財産の贈与を受けた場合（暦年課税）の注意点

暦年課税の場合において、平成 27 年 1 月 1 日以降に、直系尊属（父母や祖父母など）から財産の贈与を受けた人（贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の人に限ります。）のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく、**「特例税率」**を適用して計算します。

#### ◎ 贈与税の速算表（特例税率）

基礎控除後の課税価格	特例税率	控除額
～ 200 万円以下	10%	—
200 万円超 ～ 300 万円以下	15%	10 万円
300 万円超 ～ 400 万円以下		
400 万円超 ～ 600 万円以下	20%	30 万円
600 万円超 ～ 1,000 万円以下	30%	90 万円
1,000 万円超 ～ 1,500 万円以下	40%	190 万円
1,500 万円超 ～ 3,000 万円以下	45%	265 万円
3,000 万円超 ～ 4,500 万円以下	50%	415 万円
4,500 万円超 ～	55%	640 万円

#### 【参考】一般税率

一般税率	控除額
10%	—
15%	10 万円
20%	25 万円
30%	65 万円
40%	125 万円
45%	175 万円
50%	250 万円
55%	400 万円

※ この速算表の使用方法は、次のとおりです。

$$(\text{贈与を受けた財産の価額} - \text{基礎控除額}) \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額}$$

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、**贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本**その他の書類でその人の**氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類**を提出する必要があります。

- ① 「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から**基礎控除額（110 万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が 300 万円を超えるとき**
- ② 「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から**基礎控除額（110 万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が 300 万円を超えるとき**

（注）「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用されますので、ご注意ください。

### ○ 申告書の作成は国税庁ホームページで

国税庁ホームページの「贈与税の申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、贈与税の申告書が作成できますので、是非ご利用ください。

※ 「贈与税の申告書作成コーナー」は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー（<https://www.keisan.nta.go.jp>）からアクセスし、画面の案内に従って「贈与税の申告書作成コーナー」を選択してください。